

基安計発第0331002号

基安化発第0331001号

平成18年3月31日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部

計 画 課 長

化学物質対策課長

石綿障害防止総合相談員の配置等に関して留意すべき事項について

石綿障害防止総合相談員（以下「相談員」という。）の配置等については、平成18年3月31日付け地発第0331008号・基発第0331019号「石綿障害防止総合相談員の配置について」により指示されたところであるが、その運用に当たっては、相談員の職務が円滑に行われ、かつ、実効あるものとなるよう、職務の遂行に必要な関係資料の提供、研修の実施等を行うとともに、下記事項に留意の上、その運用に当たって遺漏なきを期されたい。

記

1 相談員の配置

相談員は、都道府県労働局労働基準部労働衛生主務課又は労働基準監督署に配置することとし、配置人数は別表のとおりであること。

2 相談員の勤務日数及び報酬額

相談員の勤務日数は1箇月あたり12日とし、報酬額は日額12,100円とすること。

3 相談員の委嘱

相談員の委嘱に当たっては、石綿による健康障害の防止に関する総合的な相談等に対応するという職務上、労働衛生コンサルタント、企業の安全衛生管理の経験者、行政経験者等、幅広い分野からの登用に留意すること。

4 相談員の業務

(1) 「石綿障害防止総合相談員執務準則」の4の「局長又は署長が指名する者」は、原則として次の者とする。

① 都道府県労働局に配置する相談員については、都道府県労働局労働衛生主務課長

② 労働基準監督署に配置する相談員については、労働基準監督署安全衛生担当課長

(2) 上記の者は、相談員の業務が効果的に行われるよう、必要に応じ、相談員に対する具体的な指示及び労働基準監督機関が行う業務との調整等を行うこと。

5 相談員の勤務実績

当分の間、別紙様式により、4月から6月までの勤務実績を7月15日までに、7月から9月までの勤務実績を10月15日までに、10月から12月までの勤務実績を1月15日までに、1月から3月までの勤務実績を4月15日までに、本省労働基準局安全衛生部化学物質対策課へ報告すること。

6 その他

相談員には、「石綿障害防止総合相談員規程」及び「石綿障害防止総合相談員執務準則」を配布すること。

局

石綿障害防止総合相談員活動状況報告

(年 月 ～ 月分)

- 1 配置部署 _____
- 2 勤務日数 _____ 日
- 3 相談及び指導 _____ 件

注) 相談員を複数配置している場合は、各相談員毎に作成すること。

相談員の配置人数

都道府県労働局名	配置数	都道府県労働局名	配置数
北海道	2	滋賀	1
青森	1	京都	1
岩手	1	大阪	2
宮城	1	兵庫	2
秋田	1	奈良	1
山形	1	和歌山	1
福島	1	鳥取	1
茨城	1	島根	1
栃木	1	岡山	1
群馬	1	広島	2
埼玉	2	山口	1
千葉	2	徳島	1
東京	4	香川	1
神奈川	2	愛媛	1
新潟	1	高知	1
富山	1	福岡	2
石川	1	佐賀	1
福井	1	長崎	1
山梨	1	熊本	1
長野	1	大分	1
岐阜	1	宮崎	1
静岡	2	鹿児島	1
愛知	2	沖縄	1
三重	1		